

災害等の不可抗力による認証継続に関する取扱い

JGAP および ASIAGAP の認証を受けている農場・団体が、災害等の不可抗力（以下、「不可抗力」という）により、認証継続のための維持審査または更新審査を受けることができない場合は、下記により対応するものとします。

記

1. 維持審査

不可抗力により、総合規則に定められた期間内に維持審査を実施できない場合、認証は一時停止となる。認証機関と相談の上、無理の無い計画で実施すること。

2. 更新審査

更新審査は、認証の有効期限に先立って行われ、有効期限前に認証が更新されていなければならない。これが行われない場合、認証は失効する。

不可抗力により、認証を受けた農場・団体が更新審査を受けることができない、または、認証機関が更新審査を実施できない場合も、認証は失効する。

ただし、失効後、適切な期間内（通常失効した有効期限から 6 か月を超えない）に、審査が実施できる場合は、初回審査ではなく、認証更新のための審査とみなすことができる。

この審査では、本来更新審査で確認すべき事項の審査を行うとともに、不可抗力に伴って農場・団体が行った対策の確認を行う。

3. 認証書の記載事項

上記 2.により更新審査を実施し、認証の継続が認められた場合、その認証の更新認証日は判定された日になる。有効期限は、失効した有効期限日から 2 年間とする。

4. 登録番号

上記 2.により更新審査を実施した場合、登録番号は失効する前と同じ番号を使用することができる。

5. 認証の表示

上記 1.および 2.において、一時停止または認証が失効している期間は、認証をロゴマークおよび／または文言により表すことはできない。

6. 適用日

上記、1.から 5.の適用日は、2019 年 10 月 28 日からとする。

以上